



あおぞら保育園(五月町)の子どもたち

特集 えがおで子育て福島市 Vol.1

福島市では、子どもの健やかな成長を支援するため、さまざまな子育て支援を実施しています。8月号と9月号で2回にわたり子育て支援の内容を紹介しします。今回は、0歳から小学校就学前までの子どもが利用できる幼児教育・保育施設を紹介しします。
■問／幼稚園・保育課 ☎573-2021

主に共働きの家庭が利用可能な施設

保育所

保護者の就労などにより保育の必要のある、0歳から小学校就学前までの子どもが対象の保育施設です。



御山保育所 渡邊 由紀 所長
 保育所は、家庭や地域のさまざまな機関や人々と連携して、子どもの「養護」と「教育」を行い、子どもの育ちを支えています。

「地域型保育施設」あおぞら保育園を利用する保護者の方へ聞きました

●芳賀 学さん・相葉ちゃん(1歳)



妻が仕事復帰することになり、自分で保育施設を調べました。先生方のきめ細かな対応がとてもありがたいです。少人数でアットホームな感じがいいですね。自宅でも、友達の名前がよくあがり、覚えた歌を聞かせてくれます。

●坂詰 理恵さん・礼佳ちゃん(0歳)



出産してからすぐに仕事に復帰しました。最初、0歳児を預けるのは不安でしたが、先生方がとても良くしてくれて今は安心してます。親のように、子どものことを知ってくれている先生がいるので本当にありがたいです。



あおぞら保育園 安田 成子 園長

地域型保育施設は、その時の子どもの体調や様子であったり、一人一人に対して保育が行き届く環境です。

0～2歳児は一人一人、丁寧に育てるのが一番です。子どもに寄り添うことができ、預けて安心と感じられる施設です。市内の地域型保育施設へぜひ見学にお越しください。

地域型保育施設

待機児童の多い0～2歳児の保育ニーズに応えるために設けられた認可保育施設です。市内には「小規模保育施設」と「事業所内保育施設」の2種類の地域型保育施設があります。大きな特徴は次の3つです。

- ①保育の対象は0～2歳児
- ②3歳以降は連携園などに転園
- ③認可保育施設であり、利用申し込みや保育料は認可を受けた保育所と同じ

小規模保育施設は、定員が6人以上19人以下で家庭的な雰囲気の中で保育を行います。**事業所内保育施設**は、病院などの事業所が営む保育施設ですが「地域枠」があり、従業員の子ども以外の一般の子どもと一緒に保育しています。

現在、市内に小規模保育施設を19園、事業所内保育施設を2園設置しています。

☆市内の認可保育所や地域型保育施設、認可外保育施設について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



主に専業主婦(夫)の家庭が利用可能な施設

幼稚園

3歳から小学校就学前までの子どもが対象の教育施設です。



福島めばえ幼稚園 関 章信 園長

幼稚園は、生活や遊びの中からさまざまなことを学び、小学校以降の生活や学習の基盤となる「生きる力」を育成する学校です。また、市内の全ての私立・市立幼稚園で午後の預かり保育を実施しています。

どちらの家庭でも利用可能な施設

認定こども園

0歳から小学校就学前までの子どもが対象の、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

「出産により育児休業を取ることになった」「今まで仕事をしていなかったが就職した」などにより保護者の就労状況が変わっても、転園せずに利用できます。現在、市内に私立・市立合わせて13園設置しています。



▲おかやまこども園(岡部)の子どもたち

☆市内の幼稚園・認定こども園について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化 がスタートします

子どもの年齢が **3歳※(年少)～5歳(年長)**

※幼稚園を利用する場合は、満3歳クラスも対象

原則、小学校就学前3年間の幼児教育・保育について無償化となりますが、市民税非課税世帯は、保育の必要性がある0～2歳の子どもも対象になります。

●無償化の対象とならない費用●

食材料費(給食・おやつなど)、通園送迎費(通園バスなど)、行事費などは保護者負担となります。

共働き家庭、ひとり親で働いている家庭など **保育の必要性がある子ども** 下記①～⑤へ

専業主婦(夫)の家庭など、 **保育の必要性がない子ども** 下記①②(認定こども園)⑤へ

●保育の必要性とは●

保護者の就労、妊娠・出産、疾病、障がいなどにより、家庭で保育ができない場合、保育の必要性がある子どもに該当します。無償化の対象となるためには、市から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

①幼稚園を利用 → 無償

- ・私立幼稚園などの子ども・子育て支援新制度未移行園 → 私立幼稚園は月額25,700円まで無償
- 国立大学附属幼稚園は月額8,700円まで無償

②認定こども園、認可保育所、地域型保育施設を利用 → 無償(延長保育の利用料は除く)

③幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用

→ 幼稚園などの利用に加え、利用日数に応じて、月額11,300円まで無償

④認可外保育施設の利用 → 月額37,000円まで無償

⑤就学前の障がい児の発達支援 → 無償

幼児教育・保育の無償化について、詳しくは市ホームページをご覧ください。



9月号では、生まれる前から就学期まで「切れ目のない多様な子育て支援」を紹介します。